

別紙様式 1（公募実施要領）

令和 7 年度寄託管理契約に係る入札可能性調査実施要領

令和 7 年 2 月 7 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

経済産業省では、令和 7 年度寄託管理契約の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記 1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添 4 登録様式に記入の上、6. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

1980 年 11 月に発効した絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に基づき、ワシントン条約の規制対象種が必要な手続を取らずに国内に持ち込まれようとした場合には、税関において輸入が差し止められる。

ワシントン条約の規制対象種が必要な手続を取らずに国内に持ち込まれようとした動植物（以下「緊急保護動植物」という。）は、税関等から経済産業省に引き継がれ、経済産業省はワシントン条約上の管理当局として、当該緊急保護動植物の健康を維持し、生育を助けるための保護・管理等を行っている。

(2) 事業の具体的内容

令和 7 年度に発生する緊急保護動植物の保護・管理及び令和 6 年度以前に税関から引き継ぎを受け経済産業省が寄託管理している緊急保護動植物の保護・管理を、専門的知識を有する学芸員、飼育員等を置くなど、十分な保護・管理体制をもって行う。

(3) 保護・管理されている動植物の現状

当省が保護・管理すべき動物の個体数は、令和6年3月31日現在で664個体である。また、同植物の個体数は令和6年3月31日現在で3,364株となっている。(別添1及び別添2のとおり。)

(4) 事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(予定)

(5) 事業実施条件

①動物に関する寄託管理の実施を希望する場合

- ・ワシントン条約の目的に則して、全国の税関において許可なく持ち込まれ任意放棄された多様な動物(規制の対象となっている一覧は別添3のとおり。)を、それぞれの動物に最も適した環境下で保護・管理を行える適切な施設を有していること。また、令和5年度以前に寄託管理を行っている動物は別添1のとおり。
- ・任意放棄された税関の周辺で保護管理可能な施設を有すること。
- ・業務の実施にあたっては、複数の事業者が一体的に実施することも可とする。

②植物に関する寄託管理の実施を希望する場合

- ・ワシントン条約の目的に則して、全国の税関において許可なく持ち込まれ任意放棄された多様な植物(規制の対象となっている一覧は別添3のとおり。)を、それぞれの植物に最も適した環境下で保護・管理を行える適切な施設を有していること。また、令和5年度以前に寄託管理を行っている植物は別添2のとおり。
- ・任意放棄された税関の周辺で保護管理可能な施設を有すること。
- ・業務の実施にあたっては、複数の事業者が一体的に実施することも可とする。

(6) 寄託管理実施上の注意

- ①受託者は、ワシントン条約の目的に則し、寄託動植物の保護及び飼育を、寄託管理施設において経済産業省から引継ぎが行われた時点から善良なる管理者の注意をもって行うものとする。
- ②任意放棄等された個体の、税関から寄託管理施設までの移送に係る費用は、経済産業省が負担するものとする。
- ③寄託管理施設における飼育及び展示方法については、当該施設で所有する種に準じた方法で行うものとするが、ワシントン条約の目的に反するような観察の用及び展示の用に供してはならない。

- ④受託者は、寄託した個体が死亡した場合は、その事実を野生動植物貿易審査室に報告しなければならない。当該死亡個体の処理については、野生動植物貿易審査室と協議の上その指示に従うものとする。
- ⑤寄託した個体が繁殖した場合、その子は当該寄託管理施設の所有に属するものとする。ただし、寄託した個体が日本に到着する前に妊娠していた場合の子は、寄託した個体と同等に扱うものとする。いずれの繁殖例についても、その事実が発覚した場合、受託者は、野生動植物貿易審査室に連絡するものとする。
- ⑥受託者は、寄託した個体を保護及び飼育の必要から、寄託管理施設間で移動させる場合、事前又は移動後速やかに野生動植物貿易審査室に連絡するものとする。
- ⑦寄託管理施設は、寄託した個体に事故等が発生した場合、その事実を速やかに野生動植物貿易審査室に連絡するものとする。
- ⑧受託者は、野生動植物貿易審査室から寄託した個体に対し返還の依頼があった場合、速やかにその個体を返還するものとする。
- ⑨この寄託条件に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、野生動植物貿易審査室と受託者の間で協議の上、決定するものとする。

2. 応募方法等

(1) 提出書類

①動物に関する寄託管理の実施を希望する場合

入札可能性調査 登録用紙（別添４）及び「（５）. 事業実施条件」に係る説明資料（別添１の動物の保護・管理予定の関連施設の一覧表（所在地、動物名、個体数等）を含む。）を封筒に入れ、提出期限までに郵送またはE-mailにて提出すること。各種書類については日本語で作成すること。

②植物に関する寄託管理の実施を希望する場合

入札可能性調査 登録用紙（別添４）及び「（５）. 事業実施条件」に係る説明資料（別添２の植物の保護・管理予定の関連施設の一覧表（所在地、植物名、個体数等）を含む。）を封筒に入れ、提出期限までに郵送またはE-mailにて提出すること。各種書類については日本語で作成すること。

(2) 審査

受理された応募書類については、「（５）. 事業実施条件」に照らして審査を行う。

3. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和7年2月19日（水）12時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、5. に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和7年2月19日（水）12時00分までに登録してください。

4. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

5. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
 - ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

報告書の構成及び作成

再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ）

- ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

- ③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び

外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定)、④報取扱者名簿及び情報管理体制図(別添2)の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

- ・委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

6. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済安全保障局 野生動植物貿易審査室 宛て

TEL 03-3501-1723

E-mail bzl-uketsuke@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

7. 提出期限

令和7年2月27日(木) 12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。